

北見市物価高騰対策市民生活応援商品券事業 加盟店募集要領

1. 事業の概要

- (1) 商品券の名称 北見市物価高騰対策市民生活応援商品券
(以下「商品券」という)
- (2) 事業主体 北見市
- (3) 運営業務受託者 株式会社エスプールグローカル
- (4) 発行総額 485,000,000 円
- (5) 発行枚数 485,000 枚
- (6) 1枚あたりの額面 1,000 円
- (7) 1人に対する配布額 配布額 4,000 円 (1,000 円券×4 枚)
ただし、下記のいずれかに該当する方は 1人あたり 6,000 円
(1,000 円券×6 枚)
① 昭和 26 年 1 月 2 日以前に生まれた者
② 児童扶養手当を受給している者
③ 生活保護を受給している者
- (8) 配布方法 全世帯に郵送
- (9) 利用期間 令和 8 年 3 月 6 日(金)から令和 8 年 9 月 30 日(水)まで

2. 加盟店の要件

市内の店舗（フランチャイズ店（チェーン形式で営業する店）を含む。）のうち、次の(1)～(4)に該当しない店舗。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する営業を行っている店舗並びに同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている店舗
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者の店舗
- (3) 下記[4.商品券の利用対象外]に記載の取引のみを行っている、または商品のみを取り扱う事業者の店舗
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗

3. 取扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (3) 商品券の券面金額に満たない利用の場合、つり銭は出さないでください。
- (4) 利用期間外においては、商品券を受け取らないでください。
- (5) 商品券の盗難・紛失・滅失及び偽造等に対し、北見市はその責任を負いません。
- (6) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (7) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る際に問題がないかどうか確認してください。また、商品券見本を、すぐに確認できる場所に備え付け、偽造防止対策が施されていない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やか事務局まで報告してください。
- (8) 商品券を受領したときは、商品券裏面のQRコードをスマートフォン等で読み取り、読み取り済み欄にチェックを入れて11月30日まで保管してください。
- (9) 加盟店であることが明確になるよう、配布するポスター、ステッカーを利用者にわかりやすい場所へ掲示してください。

4. 商品券の利用対象外

- (1) 商品券・プリペイドカード等の金券類、切手、官製はがき、印紙など換金性の高いもの
- (2) 出資や金融商品の購入
- (3) 電子マネーへのチャージ
- (4) 国や地方公共団体への支払い（税金、使用料、北見市ごみ袋）
- (5) 車検時の法定費用（自賠責保険料、印紙、自動車重量税）
- (6) 公共料金や通信販売等の収納代行
- (7) 土地、建物の購入及び家賃、地代等の不動産に係る支払い
- (8) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (9) 医療費・薬など保険適用されるもの
- (10) 「加盟店の要件」の(1)に該当する風俗営業に係るもの
- (11) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類や仕入れ商品等
- (12) その他、北見市が相応しくないと判断した商品、サービス

5. 加盟店の登録申請手続について

- (1) この募集要領に同意の上、「北見市物価高騰対策市民生活応援商品券加盟店申込書兼誓約書」(以下「申込書」という)をFAXで申請するか、下記のURLにアクセスしていただきオンライン申請フォームから申請してください。

<https://25a157cc.form.kintoneapp.com/public/kitami-seikatsuouen-shouhinken>
複数の店舗を申し込む場合は、店舗ごとの申請が必要です。



- (2) 加盟店の募集締切

令和8年2月8日(日)

※上記の期間に申請を受けた加盟店は、商品券配布時に周知する加盟店リストに掲載します。上記の期間を過ぎても申請を受付けますが、商品券配布時に周知する一覧表には掲載できませんので、ご了承願います。

- (3) 申請後について

申込のあった店舗については、申請内容を精査のうえ、加盟店として登録します。(登録不可である場合事務局からその旨通知します。) 加盟店には、後日、ポスター、ステッカー、換金方法マニュアル等の物品を配布します。

- (4) その他

申請内容について疑義があるときは、聞き取り調査及び関係資料の提出を求める場合があります。

6. 換金手続きについて

換金は、原則として専用サイトを利用し、インターネットから事業者様ご自身で行っていただきます。

<換金の流れ>

- (1) 取扱金融機関

参加申請時に、入金を希望する金融機関・口座を必ずご申請ください。

- (2) 換金方法

- ①専用サイトにて加盟店の登録を行います。IDおよびパスワードは、申請時に登録されたメールアドレス宛に通知いたします。
- ②スマートフォン等の電子端末より専用サイトにログインし、換金を希望される商品券の合計金額を入力します。
- ③「コード読取」機能で端末のカメラを起動し、商品券の2次元コードを合計金額枚数分の読み取りをして確定します。
- ④上記操作により、売上申請が完了となります。
- ⑤換金スケジュールに従い、指定の口座に振込します

換金申請期間：令和8年3月6日(金)～令和8年10月16日(金)

※詳細は、物品等配布時にご案内いたします。

※換金手数料（振込手数料）は無料とします。

※上記の申請期間を過ぎての換金には一切応じられません。ご注意ください。

※換金マニュアルにつきましては、別途発送いたします

<問い合わせ先>北見市物価高騰対策市民生活応援商品券コールセンター

TEL：0570-200-907

受付：土日祝を含む 8：30～20：00